

PFI事業形態に関する会合の報告

令和5年7月31日

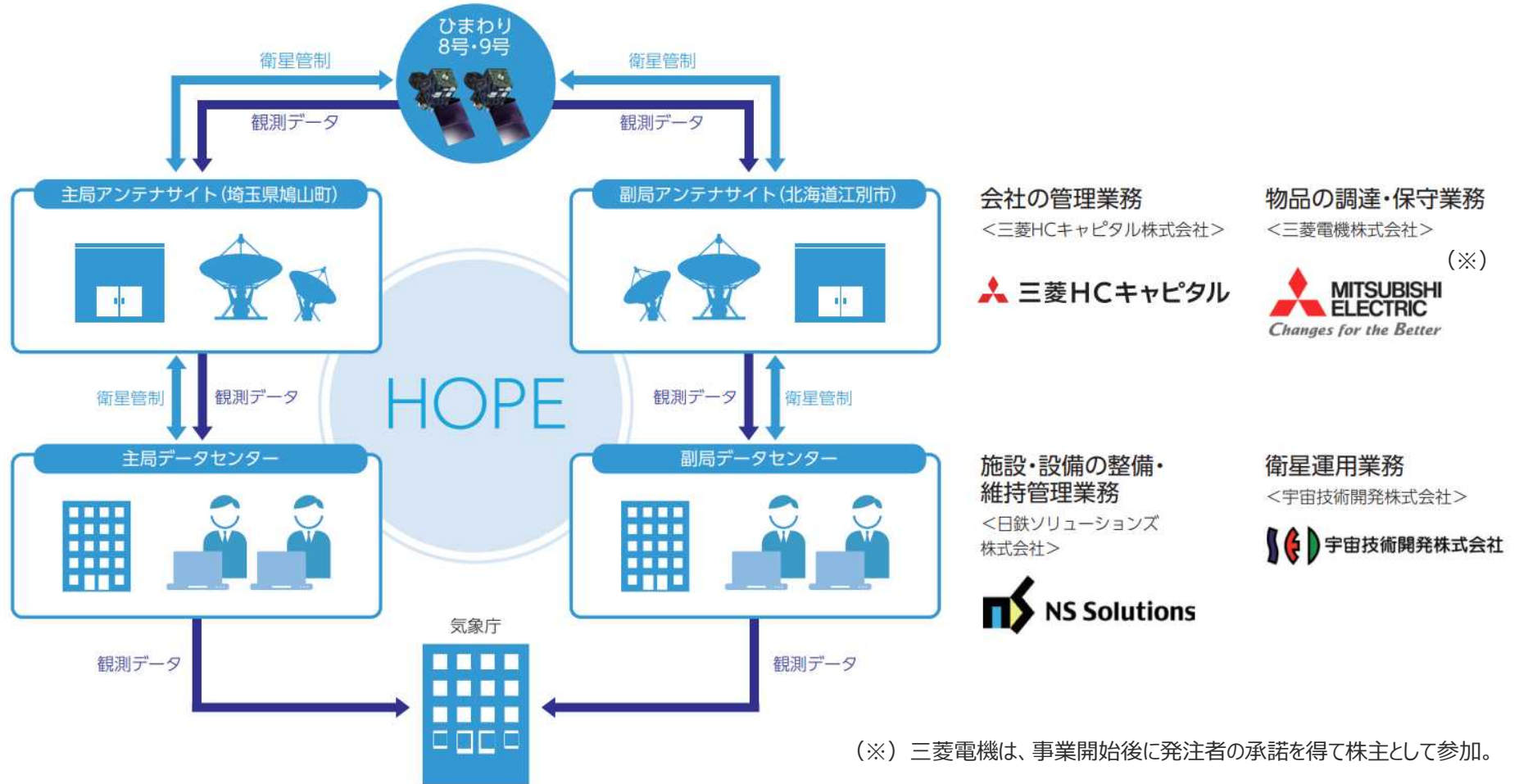
静止気象衛星に関する懇談会
気象庁

PFI事業形態に関する会合について

- 第7回懇談会において、懇談会の下にPFIに関する会合を開催することとしていた。
- 令和5年7月14日に開催し、ひまわり後継衛星の運用等PFI事業の事業形態についてご議論いただいた。

PFI事業形態に関する会合		出席者
委員		気象庁出席者
足立 慎一郎	民間資金等活用事業推進機構 代表取締役社長	情報基盤部長 千葉 剛輝
高橋 玲路	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業 弁護士	情報基盤部情報政策課長 酒井 喜敏
中島 孝	東海大学情報理工学部 情報科学科 教授	情報基盤部気象衛星課長 濱田 修
中須賀 真一	東京大学大学院 工学系研究科 航空宇宙工学専攻 教授	総務部企画課長 太原 芳彦
難波 悠	東洋大学 大学院 経済学研究科 公民連携専攻 教授	気象衛星センター所長 長谷川 昌樹
		(事務局) 情報基盤部気象衛星課

現PFI事業の概要(1/2)



出典：気象衛星ひまわり運用事業株式会社パンフレット（http://hope-pfi.jp/wordpress/wp-content/uploads/HOPE_pamphlet_A4_3.pdf）
に基づき気象庁作成

現PFI事業の概要(2/2)

- 気象衛星ひまわり8号、9号による気象観測にあたって、地上システムの整備・維持管理、衛星の運用についてはPFI事業で実施している。

事業名	静止地球観測衛星の運用等事業
発注者	気象庁
受託者	気象衛星ひまわり運用事業株式会社(HOPE:Himawari Operation Enterprise Corporation)
事業規模	約300億円
事業期間	2010年9月13日～2030年3月31日
事業方式	PFI(BOO方式)
業務内容	<ol style="list-style-type: none">1. 対象施設及び対象設備の整備等に関する業務<ol style="list-style-type: none">① 無線に係る設備の整備② 衛星管制に係る設備の整備③ 放射計データに係る設備の整備④ 通報局資料に係る設備の整備⑤ 周波数の確保、無線局の申請の支援2. 対象施設及び対象設備の維持管理等に関する業務<ol style="list-style-type: none">① 対象施設及び対象設備の維持管理② 周波数の維持、無線局の再申請・検査の支援3. 本事業衛星の運用に関する業務<ol style="list-style-type: none">① 衛星管制に係る業務② 放射計データに係る業務③ 通報局資料に係る業務

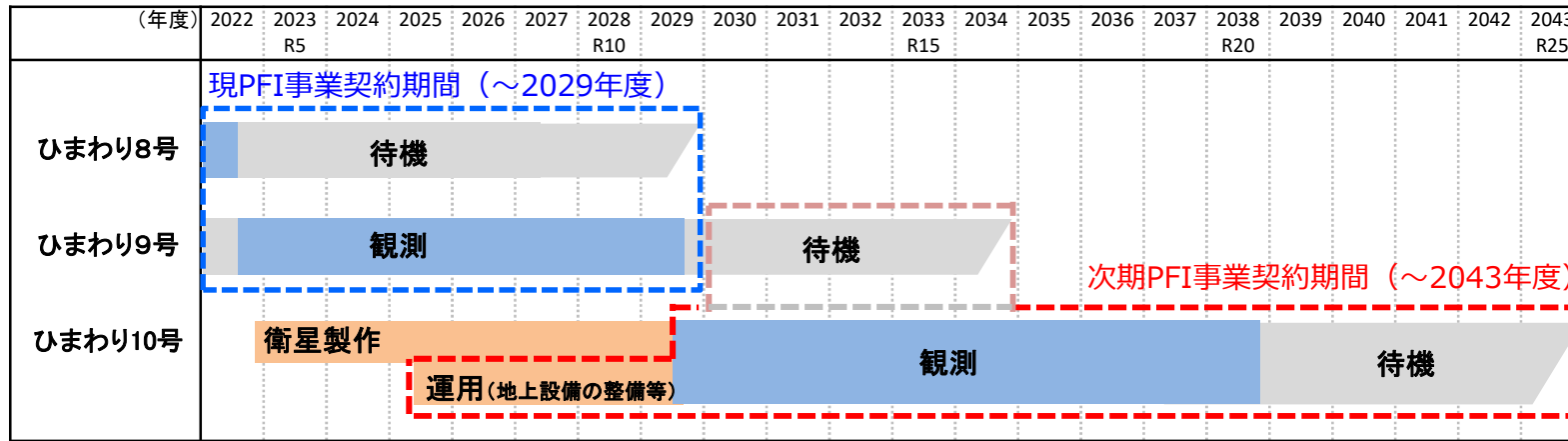
これまでの懇談会での議論

第6回静止気象衛星に関する懇談会(R4年6月)中間とりまとめより

整備・運用形態について

- 次期衛星の事業形態は、**現行衛星と同様に、衛星製造及び打上げを直轄事業としつつ、運用を中心にPFI事業を効果的に活用することが適切。**
- PFI事業の検討においては、観測データの産学官での利活用促進に係る検討等もふまえた上で、事業者による収益事業の提案を認める等により、国の財政負担削減や社会課題解決、民間のビジネス機会創出へとつながるよう検討を進めることが肝要。その際、**ひまわりによる観測に切れ目が出ないよう、PFI事業の収益事業が衛星運用に影響を与えないよう配慮が必要。**

検討ポイント



軌道上に常時2機を置く体制は、しっかり確保し続ける必要がある。10号を運用開始する時点では、現行の9号を延命させて待機運用にあてる。この際、現行衛星から10号の観測運用に、円滑に移行する必要もある。

このことを踏まえて、9号の運用も考慮した最も安定的かつ経済的な運用形態とする必要がある。

結論

- 安全・安心な国民生活・社会経済活動に不可欠な社会インフラである静止気象衛星ひまわりの運用等事業では、遅滞・中断なき気象衛星データの継続提供のための**運用安定性**が最重要課題
- 事業に係る費用は可能な限り効率化を図り、**コスト低減**を目指すべき

運用安定性

- 障害発生時の観測衛星切替等の対応の円滑な実施
- 2機を同一軌道上に安全に配置するための安定した軌道制御
- 二者でそれぞれの衛星を運用する場合よりも、一者で2機を一体運用する場合の方が安定した運用が可能

コスト低減

- 運用要員・システムの効率化
- 二者でそれぞれの衛星を運用する場合よりも、一者で2機を一体運用する場合の方が効率的な運用要員の配置、システムの構成が可能

このため、**運用安定性**と**コスト低減効果**が見込まれるひまわり9号と10号を同一事業者が一体的に運用する形態が適切と考えられる。

一方で、9号運用については現行事業者が、既に運用実績がある点、9号用の施設・設備を有している点で有利であるため、入札の**公平性・競争性**を確保すべく、現行事業者と調整の上、下掲の対策を講ずることが重要な課題である。

公平性・競争性確保のための具体策

現行事業者から(現行事業者と同一コンソーシアム以外の)他事業者へ

- 9号の運用及び譲渡可能な設備の維持管理に関する情報の開示(開示時期は入札公告以前)
- 既存設備(アンテナ等)の無償譲渡等(応札者の提案次第で活用できるようにする)
- 運用トレーニングや質疑対応含む引継ぎ